

務	00	01	1 年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和5年12月末まで有効)			

交 企 第 3 1 1 号
(交規、交指、運免、交機、高速)
令 和 5 年 1 1 月 1 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和5年冬の交通安全県民運動の実施について

現在、県警察では、交通死亡事故の抑止に向けて、各種活動を推進しているところであるが、本年10月末現在の発生件数及び死傷者数はいずれも前年に比べ増加し、大変憂慮すべき状況にある。

特に、例年11月から12月にかけて、薄暮時、夜間及び早朝に交通死亡事故が多発する傾向にあるほか、年末は飲酒機会の増加に伴い、飲酒運転による重大事故の発生も懸念されるところである。

このような情勢の中、青森県交通対策協議会が主唱する見出しの運動が実施されることから、各所属にあっては、本運動が真に効果の上がるものとなるよう、地域の情勢を踏まえた実効ある活動を強力に推進されたい。

記

1 実施期間

令和5年12月11日（月）から同年12月20日（水）までの10日間

2 運動重点

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 高齢運転者等の交通事故防止
- (3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (4) 冬道の安全運転の推進

3 推進項目

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者に対し、「横断歩道を渡ること」「信号機のあるところでは、その信号に従うこと」等の基本的な交通ルールの周知に加え、「自らの安全を守るための交

通行動として、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全確認をしてから横断を始めること」「横断中も周囲の安全を確認すること」等を促すこと。

イ 歩行者の安全の確保

(ア) 街頭活動の強化

一般社団法人日本自動車連盟（JAF）が全国調査した「信号機のない横断歩道における実態調査結果（2023年）」によると、本県の一時停止率は47.4%（全国平均45.1%）で、未だ5割以上が一時停止していない実態であるほか、本年10月末現在の交通死亡事故発生状況において、運転者に横断歩行者等妨害等の違反が多い特徴がある。これらを踏まえ、横断歩行者等妨害等の交通指導取締りや横断歩行者保護意識の浸透を図るための広報啓発活動を強化すること。

(イ) 交通安全教育等の推進

歩行中の幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによるもの）や高齢歩行者の特徴（直前横断等）を踏まえた交通安全教育を推進すること。

また、夜間における交通事故抑止対策として、「反射材」用品の着用促進や自動車等の前照灯の「早め点灯」、「ハイビーム」の励行についての広報啓発活動を推進すること。

(2) 高齢運転者等の交通事故防止

ア 高齢運転者の交通事故防止

高齢運転者に対して、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育等を実施するとともに、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が搭載された安全運転サポート車の普及啓発活動を推進すること。

また、運転に不安を感じている高齢運転者やその家族等に対しては、運転適性相談窓口の利用を促すとともに、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発活動を推進すること。

イ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用やチャイルドシートの適正な使用の徹底について、道の駅、高速道路のSA・PA等における運転者等への啓発を推進するとともに、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネスの締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発を推進すること。

また、高速バスや貸切バス等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、事業者等と連携した取組を強化すること。

(3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

ア 飲酒運転の防止

管内の飲酒事故等の実態を分析の上、飲酒運転取締りを強化するとともに、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進な

ど、地域及び職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転等を絶対にしない、させない、許さない」という規範意識の確立に努めること。

また、安全運転管理者を選任している事業所に対して、運転者の運転開始・終了時におけるアルコール検知器を使用した酒気帯び状態の確認等を徹底するよう指導すること。

イ 妨害運転の防止

妨害運転等の悪質・危険な運転について、罰則等の周知を図るとともに、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を促進すること。

(4) 冬道の安全運転の推進

積雪・凍結路面を走行する際は確実にスタッドレスタイヤ等を装着するよう指導するとともに、冬道の特性や交通事故の特徴について、実際の交通事故事例を挙げながら、「速度・車間距離・時間」にゆとりを持った運転の必要性について広報すること。

4 推進上の留意事項

(1) 各種広報媒体を活用した広報

広報啓発活動については、ポスター、チラシ等の従来からの広報媒体に加え、デジタルサイネージや県警インスタグラム等のSNSを活用した情報発信等、各警察署で工夫を凝らし、幅広い年齢層に向けた効果的な広報啓発活動を推進すること。

(2) 関係機関団体との連携

自治体等の関係機関・団体、交通ボランティア等との連携を強化し、その主体的な活動の促進を図るとともに、地域住民一人一人が自らの問題と捉えて積極的に参加することができる活動や取組を計画すること。

また、教育機関等との連携を強化し、学生等の参加を促進するなど、若い世代の交通安全意識の向上を図ること。

(3) 受傷事故防止の徹底

交通指導取締り等の街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すこと。

また、街頭活動を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも特段の配慮をすること。

(4) 他部門及び他所属との連携

地域警察官との合同取締りや年末特別警戒取締り活動等の機会を通じた街頭活動など各部門が緊密に連携を図るほか、隣接署と連携し、ブロック運用による交通指導取締りを実施する等、警察の総合力を発揮した取組を推進すること。

また、警察職員は、横断歩行者等の保護や反射材用品の着用等、模範的な交通安全行動を率先して実践すること。

5 報告

各警察署にあつては、運動期間中の主な行事について、別添様式に記載の上、本年12月1日（金）までに下記担当へ報告すること。

担当 交通企画課安全教育係